



令和2年の地方分権改革に関する提案募集への対応について

令和2年8月27日

本部事務局

関西広域連合から提案を行った提案のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された2項目について、所管府省の第1次回答が示されたことから、その回答に対する見解を下記のとおり内閣府に提出しました。

1 関西広域連合からの提案のうち調整対象となったもの

項目数	提案項目
2	①専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲 ②地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

2 所管府省の第1次回答及び関西広域連合の見解（概要）

① 専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲

提案内容	<p>申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。</p> <p>そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。</p>
府省回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会において、教学面並びに財政計画・管理運営について専門的学問的観点からの審査が行われている。 ○ 大学設置基準等を満たしているかの審査等において、国による一元的な審査を行うことが、大学の質保証等にとって重要であり、修学する学生の利益保護にも繋がることから、関西広域連合に認可等に係る権限を移譲することは馴染まない。 ○ 提案されている「大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組み」については、平成30年度より、設置予定地等の地方公共団体に対し意見聴取を行っており、場合によっては特別地方公共団体である関西広域連合が大学設置・学校法人審議会への意見を述べることは可能であると考えます。 ○ 「専門学校設置法人が文科省と接点が無い」との指摘については、文部科学省が主催する大学設置等に関する事務担当者説明会や、大学の設置に関する事務相談の機会を設けており、引き続き丁寧に対応していきたい。
広域連合見解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職大学は、地域産業を担う専門職業人材の育成等の観点から創設されたものであり、設置目的からも、地域ニーズに応じた人材の育成は、地域主体で行うべきだと考えている。 ○ 一元的に厳正・公平な審査等を行う重要性については認識しているが、関西広域連合においても文科省のように、大学設置・学校法人審議会等の体制を整えれば、厳正・公平な審査は可能であり、まずは設置認可申請の受理・事前審査を行い、意見を述べる事ができる枠組みを求めたものである。 ○ また、関西の経済圏や生活圏は、一府県に留まることなく府県域を越えており、「関西」という圏域単位での対応が不可欠であり、現在の意見聴取方式では不十分であることから、広域行政の責任主体である広域連合として、圏域の実情を踏まえ、積極的に大学設置・学校法人審議会において意見を申し上げたいと考えており、今回の提案は、そのための仕組み作りについて申し上げている。 ○ 当方では、文科省が行っている現行の対応では、設置申請法人と文科省との接点の少なさに関する法人の懸念を払拭するには不十分であると考えている。 ○ 関西広域連合に移譲がなされた場合には、府県等と密接な連携を行っていることから、設置申請法人に対してもより丁寧な対応が行え、このような懸念は払拭され、地域の企業ニーズに即した専門職大学の設置促進が見込まれる。

② 地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

提案内容	<p>関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。</p>
府省回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等交付事務の法定受託先は都道府県に限定しているため、広域連合は法定受託先にはあたらない。 ○ 具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」（以下、「人材教育プログラム構築事業」という。）では、全国的な視点から対象プログラムを選定し、審査等や補助金交付の業務は国において行う必要があるため、関西広域連合に移譲することはできない。 ○ ただし、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うに当たり、合意を得た事項を定めた協定書の提出等を求めるなど、地方公共団体の意向が十分に反映される仕組みとなっている。 ○ 提案の趣旨を踏まえ、今後の選定プロセスにおいて行う面接審査の際に、申請大学の判断により、地方公共団体の関係者が同席し意見を述べることを可能とする方向で検討したい。
広域連合見解	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、補助金交付事務について、法定受託先の範囲を広域連合も含めるよう拡大していただきたい。現行の業務執行上の問題により対応できないということであれば、どのような提案も実現しないため、広域連合も法定受託先とするよう適化法を見直したうえ、選定事務等を広域連合に移譲するよう求める。 ○ また、今回の提案は、今後実施される地域人材育成に関わる補助事業も含めての提案であるが、人材教育プログラム構築事業についてもその趣旨として、「地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、就職先と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進するもの」とあり、全国的な視点ではなく、まさに地方の視点から選定するべきものであると考えている。 ○ 回答では、現在においても地方公共団体の意向が反映される仕組みであるとされているが、関西広域連合への事務移譲により、申請者の利便性と地方の特性を踏まえた、より主体的な審査が可能となり、効果的な取組が可能となる。 ○ 今後、地方公共団体が意見を述べる事を可能とする方向で検討したいとされているが、関西の経済や生活圏は、それぞれの行政区域を越え、関西全体に広がっていることから「関西」という単位での選定が不可欠であるため、圏域の特性や実情を踏まえた選定等が可能となるよう、関西広域連合への事務権限の移譲について再度検討をお願いしたい。

3 今後のスケジュール

- 9月上旬～中旬 ○関係府省への再検討要請
- 10月上旬～11月中旬 ○内閣府と関係府省との最終調整
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）